

渋川市移住支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市への移住者に移住支援金を交付することにより、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって東京圏から本市への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とする。

(交付要件及び移住支援金の額)

第2条 市長は、第1号に定める要件を満たし、かつ、第2号又は第3号の要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を交付する。

(1) 移住等に関する要件は、次に掲げるア、イ、ウ及びエに該当することとする。

ア 移住元に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

(ア) 住民票を移す直前の10年間に、通算5年以上、東京都23区内に在住又は東京圏の条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京都23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京都23区内に在住又は東京圏の条件不利地域以外の地域に在住し、東京都23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京都23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とす

ることができる。)

イ 移住先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

(ア) 本市に群馬県移住支援金事業費補助金交付要綱の改正後（令和2年1月31日以後）に転入したこと。

(イ) 本市に、第4条の本申請を行う日（以下「本申請日」という。）から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ 世帯に関する要件（2人以上の世帯向けの金額を申請する場合のみ）は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

(ア) 申請者を含む2人以上の世帯員（以下「申請者等」という。）が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者等が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者等がいずれも、本市に群馬県移住支援金事業費補助金交付要綱制定後に転入したこと。

(エ) 申請者等がいずれも、本申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

エ その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他群馬県及び本市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。ただし、令和元年度に

限り、マッチングサイト開設前にあつては、群馬県又は他の都道府県のサイトに移住支援金の対象として掲載している求人とする。

ウ 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいてイの求人を行った法人に就業し、本申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

オ イの求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。ただし、令和元年度に限り、マッチングサイト開設前にあつては、群馬県又は他の都道府県のサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降とする。

カ 当該法人に、本申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件は、地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して群馬県又は他の都道府県が実施する起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていることとする。

（仮申請）

第3条 移住支援金の交付を受けたい者は、就職に関する要件を満たすことになる場合には群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募し採用が決定した後に、起業に関する要件を満たすことになる場合には起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた後に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書

(2) 渋川市移住支援金交付申請書（様式1－仮申請用）

(3) 移住元の住民票の除票の写し（世帯向けの金額を申請する場合にあつては、申請者等の移住元での在住地を確認できる書類）

- (4) 東京都23区内で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）（前条第1項第1号で東京都23区内への通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする被用者又は雇用者に限る。）
- (5) 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）（前条第1項第1号で東京都23区内への通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする法人経営者又は個人事業主に限る。）
- (6) 個人事業等の納税証明書等（移住元での在勤期間を確認できる書類）（前条第1項第1号で東京都23区内への通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする法人経営者又は個人事業主に限る。）
- (7) 移住先の就業先の就業証明書（様式2-仮申請用）（前条第1項第2号の要件を満たす場合に限る。）
- (8) 起業支援金の交付決定通知書（前条第1項第3号の要件を満たす場合に限る。）

2 市長は、前項の書類の提出を受けた後、内容を速やかに審査し、次条に定める申請時期以外の要件具備の有無につき、様式3により申請者に通知するものとする。

（本申請）

第4条 前条の仮申請を行った者において前条第2項により要件を具備していることの通知を受けた者は、転入から3か月以上1年以内（第2条第1項第2号の要件を満たす者については、就業から3か月経過後）に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

なお、各年度の申請期限は、当該年度の2月末とする。

- (1) 渋川市移住支援金交付申請書（様式4-本申請用）
- (2) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）
- (3) 移住先の就業先の就業証明書（様式5-本申請用）

（交付決定及び交付方法）

第5条 市長は、前条の申請が第2条第1項第1号の要件を満たし、かつ、

同条同項第 2 号又は第 3 号の要件を満たすと認めるときは、交付決定通知書（様式 6）を交付し、速やかに、移住支援金の全額を一括で交付するものとする。

（支援金の返還）

第 6 条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全部又は一部の返還を請求することとする。ただし、当該要件に該当することにつき雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、群馬県知事と協議の上、市長が認めた場合には、この限りではない。

（1） 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 本申請日から 3 年未満に本市から転出した場合

ウ 本申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（2） 半額の返還

本申請日から 3 年以上 5 年以内に本市から転出した場合

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 27 日から施行する。